

臨床栄養師に関する規定・細則等改定案について

I. 趣旨

臨床栄養師研修生及び資格取得者の要望を反映し、その負担を軽減し、現状に対応したものとするために、以下の改定を致したい。なお、改定事項は令和4年度募集案内等に反映するとともに、学会ホームページにより周知したい。

II.改定案の対象となる細則等

- ・感染症拡大に伴う臨床研修特例措置
- ・ 2. 臨床栄養師資格認定規則 (p11)
- ・ 4. 臨床栄養師研修委員会等細則 (p14)
- ・ 6. 臨床栄養師認定講座実施細則 (p18)
- ・ 9. 臨床栄養師認定試験実施細則 (p38)
- ・ 11. 臨床栄養師認定論文審査実施細則 (p43、p45)
- ・ 12. 臨床栄養師継続研修規則 (p46)
- ・ 13. 臨床栄養師継続研修履修互換認定細則 (p52)
- ・ 15. 臨床栄養師資格認定に関する手続き細則 (p54)
- ・ 20. 臨床栄養師認定試験書類様式細則 (p101)
- ・ 23. 臨床栄養師継続研修書類様式細則 (p120)
- ・ 臨床栄養師資格認定・登録にかかる費用一覧について
- ・ その他

III.改定案の概要

○感染症拡大に伴う臨床研修特例措置について(資料1)

当該特例措置は、現行2019年度～2022年度に臨床栄養師研修を開始した者を対象としているが、2018年度以前に開始した者も、同様に臨床研修の継続が困難な状況にあることから、当該特別措置の対象とし、ホームページ並びに個別メールにより周知すること。

○臨床研修及び臨床栄養師継続研修のオンライン利用及び欠席者へのオンデマンド配信について(資料2)

感染拡大に伴うオンラインを用いた現在の当該研修は、今後の研修生の負担を軽減し当該研修の利用者を拡大するものと期待されるので、以下のように規定に追加するとともに、欠席者へのオンデマンド配信について、以下のように追加する。

2. 臨床栄養師資格認定規則 (p11)

第7条 4. 認定講座はオンラインを用いて実施できる。

6. 臨床栄養師認定講座実施細則 (p18)

(欠 席)

第6条 認定講座欠席者は、その理由により指定課題のレポートの提出やオンデマンド配信された動画の視聴をもって出席とみなす。

2. オンデマンド配信は、講師及び研修生の同意を得て行われる。

3. オンデマンド配信を視聴する場合には、他に配信しないことに同意すること、指定日に視聴すること、視聴の開始・終了時をメールで研修事務局に知らせることとする。

4. 栄養サポートチーム研修の科目は、オンデマンド配信しない。

12. 臨床栄養師継続研修規則 (p46)

第3条 4 継続研修はオンラインを用いて実施できる。

5. 継続研修欠席者は、その理由により指定課題のレポートの提出やオンデマンド配信された動画の視聴をもって出席とみなす。

6. オンデマンド配信は、講師及び研修生の同意を得て行われる。

7. オンデマンド配信を視聴する場合には、他に配信しないことに同意すること、指定日に視聴すること、視聴の開始・終了時をメールで研修事務局に知らせることとする。

以下の改定については資料3

○既に廃止されている用語の削除

これまでの改定時に廃止された研修の小委員会名の削除漏れがあるので以下のように削除する。

4. 臨床栄養師研修委員会等細則(p14) の以下の用語を削除する。

第2条 1. 臨床栄養師研修(基礎・応用)

同6. 臨床栄養師研修(基礎・応用)小委員会・・・

同7. 栄養ケアチーム研修小委員会は・・・

同8. 栄養サポートチーム研修小委員会は・・・

○臨床栄養師認定試験及び臨床栄養師認定論文審査の合格基準について

認定試験の合格基準及び論文審査基準を現状に対応して以下のとおり修正する。

9.臨床栄養師認定試験実施細則 第2条:「合格基準は、総得点の70%を標準とする」⇒「合格基準は、総得点の60%を標準とする」に改定する (p38)。

11. 臨床栄養師認定論文審査実施細則 第3条:合格基準は、臨床栄養師認定試験実施細則第2条に規定する合格基準と同じく「総得点の70%を標準とする」⇒「総得点の60%」

を標準とする」に改定する（p43）。

当該改定に伴い、論文審査の評価基準の表記は、以下のとおりに改定する（p45）。

5点 優れている⇒極めて優れている

4点 基準に達している⇒優れている

3点 やや欠陥が目立つ⇒妥当である

2点 欠陥が目立つ⇒劣っている

1点 不適格⇒極めて劣っている

○臨床栄養師継続研修の履修要件について

臨床栄養師継続研修の履修要件について臨床栄養師の要望に対応し、以下のように「地域啓発」を追加する。なお、その内容は、登録更新申請のために提出された証明書類によって確認される。

13. 臨床栄養師継続研修履修互換認定細則<単位認定と証明書類>における「その他、臨床栄養師研修委員会に認められたもの」の備考 医療関連学会等が主催する学術集会等に参加した者、地域啓発・支援事業に携わった者等とする（p52）。

○手続きのための書類について

研修生の手続きの簡便化のために以下のとおり書類の削除等を行う。また、提出された書類は厳重保管することを追記し、以下のとおり改定する。

15. 臨床栄養師資格認定に関する手続き細則（p54）

第2条 臨床栄養師の資格認定に必要な認定講座の受講、臨床研修の履修、認定試験の受験、実務経験ならびに認定論文の審査に必要な手続きとその書類等の様式を、次の各項のとおり定める。

2 認定講座の受講の申込みは、所定の受講料を納付のうえ、次の書類を提出して行う。

以下の書類はその後厳重保管される。

(1) 臨床栄養師認定講座申込書（願書）

(2) 個人経歴・業績書

(3) 住民書（市町村発行）⇒削除

(4) 身分証明書⇒削除

⇒(3) 個人番号カード（表面を複写したもの）（個人番号カードがない場合は、免許証、パスポート等、写真がある身分証明書を複写したもの）

20. 臨床栄養師認定試験書類様式細則

- ・臨床栄養師認定試験受験票（願書）第（験）-02号 は削除する（p101）。

23. 臨床栄養師継続研修書類様式細則

- ・臨床栄養師継続研修申込書(願書)第(継)-06号における記載必要事項のうち写真、生年月日を削除する（臨床栄養師番号、臨床栄養師登録年度、氏名、フリガナ、勤務先、役職、連絡先住所、電話番号、メールアドレスとする）。

- ・同受講票第(継)-07号は削除する(p120)。

○臨床栄養師資格認定・登録にかかる費用一覧について

臨床研修に相当する症例検討指導料の記載に以下の内容を追加する。

- ・症例検討指導費用：1症例（臨床研修20時間に相当）×4,400円を臨床研修の備考に追加する（p164）。